平成２７年（フ）第１１９号
愛知県岡崎市二軒屋町１丁目11番地14
債務者　林　江梨子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｆ―106号
債務者　神田　美江
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
大阪府阪南市貝掛63番地の１Ｅ棟219号、前住所大阪府東大阪市菱屋西６丁目４番41―614号
債務者　二川　茂太
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
大阪府貝塚市石才376番地エスペランサ西村３階Ｄ号
債務者　礪波　　洋
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
大阪府貝塚市半田１丁目１番21―204号、前住所大阪府阪南市自然田1421番地の７
債務者　日髙　新一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
大阪府泉佐野市上瓦屋779番地
債務者　中野　彰充
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
大阪府泉大津市要池住宅４番1002号
債務者　中辻　真子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
大阪府貝塚市小瀬１丁目31番３―206号、前住所大阪府貝塚市畠中１丁目７番45―305号
債務者　田端　和子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
大阪府阪南市尾崎町６丁目１番２―101号
債務者　平野義松こと　金　　義松
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
大阪府岸和田市中井町１丁目３番16号ライズィングマンションＢ203号
債務者　永吉美智子（旧姓丸投）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
大阪府貝塚市澤1090番地109号
債務者　川上　晃弘
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
大阪府泉佐野市東羽倉崎町11番３―1002号
債務者　片岡　勝人
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
大阪府泉南市樽井８丁目14番11―304号
債務者　福田恵里菜
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４９号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番39―504号
債務者　阿部いち子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９０４号
札幌市清田区北野２条２丁目14番27号　ハイツきむら102号
債務者　木戸　亮治
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９５０号
札幌市白石区北郷２条４丁目６番39―302号
債務者　杉浦　浩一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８５号
札幌市南区川沿５条３丁目１番35号　リバーサイド５・３―206号
債務者　佐々木智恵美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部